

登別市驚別保育所民間委託 運営事業者募集要項

登別市保健福祉部こども育成グループ

1 募集の趣旨

本市の公立保育所は令和元年5月27日に策定した「公立保育所民営化方針」に基づき、段階的に民営化することとしており、平成17年度から民間委託している登別保育所に加え、令和2年度から令和5年度までの4年間、栄町保育所と幌別東保育所の2保育所の運営委託を実施しました。そのうち栄町保育所については、令和6年度から民設民営の幼保連携型認定こども園に保育内容を引き継ぐとともに、教育認定児童の受入を行うことでその機能拡大を図っています。また、登別保育所と幌別東保育所については、令和6年度から令和10年度までの5年間、民間委託を継続しています。

運営委託開始及び民間移譲から現時点までの各委託保育施設の状況としては、市と民間事業者が連携して、良好な保育・教育を提供してまいりました。

今後は更なる民営化を進めるため、同方針を改定した「公立保育所民営化方針【令和6年度改定版】」に基づき、令和8年度から驚別保育所の民間委託を進めることとし、運営事業者を公募型企画提案方式（プロポーザル方式）にて選定することとし、本件公募に関して必要な事項を定めるものです。

2 募集等のスケジュール

募集及び事業のスケジュールは次のとおりです。

	項目	日程
1	募集要項の公表 (登別市公式ウェブサイトに掲載、報道、関係施設へのお知らせを予定)	令和7年4月7日(月)
2	要項等に関する質疑受付	令和7年4月7日(月)～4月21日(月)
3	要項等に関する質疑回答	質問受付後、随時登別市公式ウェブサイトで回答し、令和7年4月30日(水)までにすべての質問の要旨及び回答を公表します。
4	応募説明会の実施	令和7年4月16日(水) 時間 15:00～16:00 場所：第2委員会室
5	施設見学会	令和7年4月20日(日) 時間 10:00～12:00
6	登別市立驚別保育所運営業務受託 申込書の提出	令和7年4月7日(月)～令和7年5月9日(金)
7	プレゼンテーション	令和7年5月下旬予定
8	選考委員会	令和7年5月下旬予定
9	運営事業者の決定	選考委員会実施後、2週間を目処に通知予定
10	運営事業者との各種協議	令和7年6月下旬以降

※ 応募意思のある法人は必ず4、5の応募説明会等に参加すること。

3 運営委託予定保育所の概要

(1) 施設の名称：登別市立鷺別保育所

所在地：登別市鷺別町4丁目36番地18

敷地面積：1,891.85m²

建物面積：643.93m²

建築構造：コンクリートブロック平屋

建築年度：昭和48年度

建築年数：51年（令和7年4月1日時点）

立地環境：国道36号線沿い、鷺別小学校隣接

(2) 利用定員

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
令和7年度	利用定員	9人	22人	24人	21人	22人	22人	120人
	入所人数 ^{※1}	5人	16人	15人	19人	10人	19人	84人
令和8年度	利用定員 ^{※2}	9人	15人	16人	16人	17人	17人	90人

※1 令和7年度当初入所決定分の入所人数 ※2 令和8年度から90人に定員変更予定

(3) 運営委託期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

※ 令和7年度中に引継ぎ保育の実施予定

4 運営事業者の応募資格

運営事業者（以下、「応募事業者」という。）は、次に掲げる条件のすべてを満たしている者としてします。

(1) 本市内に事業所を有する社会福祉法人、または学校法人

(2) 当該法人及び代表者が次のものに該当しないこと

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号に規定される者

イ 登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成7年訓令第5号）の規定に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項（指定管理者の指定の取り消し・停止）の規定による取り消しを受けたことがある者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）により、再生または更正手続の申立てがなされている者等経営状況が著しく不健全である者

オ 登別市立鷺別保育所運営業務受託申込書の提出日において、登別市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金（公定価格による給付費算定額を基準とする。）を、普通預金等により有していない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第

3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する暴力団等の構成員を、役員（個人または代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用している者

5 応募条件

応募事業者は、次に掲げる項目のすべてを遵守できる者であること。

- (1) 保育所の実情に応じて創意工夫を図り、入所する子どもの最善の利益を考慮し、保育所の質の向上に努めること。
- (2) 通常の保育業務のほか、現在、驚別保育所の入所児童が利用できる特別保育等（延長保育、乳児保育、障がい児保育）のすべての事業を実施すること。また、一時預かり事業【一般型又は余裕活用型】の実施に努めること。
- (3) 乳児や障がいのある児童の保育については、十分な知識と理解を有していること。
- (4) 公募型企業提案方式（プロポーザル方式）の制度等について理解し、誠実に協議・調整に応じること。
- (5) 事業者選定後、運営委託開始日までの間に業務の引継ぎを行うこと。なお、引継ぎ業務に関連して発生する費用等は委託事業者の負担とする。
- (6) 現施設及び土地は、委託業務以外の事業の用に使用しないこと。
- (7) 業務委託を円滑に行うため、登別市立保育所に勤務する職員（任期付職員及び会計年度任用職員を含む）の雇用、待遇の維持・向上に努めること。
- (8) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有している事業者であること。
- (9) 委託業務の実施に当たっては、別紙「保育所運営の条件」及び「個人情報取扱注意事項」のほか、「子ども・子育て支援法」、「児童福祉法」、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、「保育所保育指針」、「登別市保育所条例」、「登別市保育所条例施行規則」、「登別市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営の基準に関する条例」、「登別市保育所処務規定」及び関係機関からの通知・通達並びにその他関連する法令等を遵守し、安定した質の高い保育事業を行うこと。
- (10) 運営委託は、登別市の子ども・子育て施策の一翼を担う事業であることを十分理解し、市政の推進に積極的に協力すること。

6 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、登別市立驚別保育所運営業務受託申込書の提出日とする。ただし、受託法人決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

7 応募に関する留意事項

- (1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、登別市立鷺別保育所運營業務受託申込書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱

提出された書類は返却しない。また、提出書類等は登別市情報公開条例に基づく情報公開の対象となるため、公開請求が行われた場合、公開することがある。ただし、提出書類中の個人情報や事業者の正当な利益を害する恐れがある部分は非公開とする。

(4) 提出書類の取扱

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(5) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当した場合は、応募を無効とする。

ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 著しく信義に反する行為があった場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない書類及び同一事項に対し、二通り以上の書類が提出された場合

エ 虚偽の内容が記載されている書類が提出された場合

(6) その他

ア 市が提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

イ 本募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合は応募事業者に通知する。

ウ 必要により、追加書類や電子データの提出を求めることがある。

8 応募書類の審査方法

(1) 選定委員会の設置

別に定める登別市保育施設の民営化に係る事業者選定委員会設置要綱に規定する選定委員会（以下「選定委員会」という。）が提案内容等の審査を実施する。

なお、応募した法人の役員、職員等の関係者は選定委員会の委員になることはできない。

(2) 審査の方法

ア 公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定する。

イ 応募事業者資格の審査

市は、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認し、資格不備の場合には失格とする。

ウ 書類審査及びヒアリング審査

上記応募事業者資格の確認審査を経て、選定委員会は書類審査及びヒアリン

グ審査を行うこととし、別に定める事業者選定基準に基づき選定する。

(ア) 提案内容の基礎審査

選定委員会は、提出書類等に記載された内容が、次の各項目を満たしていることを確認する。

- ・「7応募に関する留意事項（5）応募の無効に関する事項」に該当しないこと
- ・提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。
- ・当該提案に関連する各様式に示す項目に対する提案内容が、別紙「公立保育所運営の条件」を満たしていること。

※ 上記項目が1項目でも満たされないことが確認された場合は失格とする。

(イ) ヒアリング審査

応募書類における提案内容について、応募事業者ごとにプレゼンテーションを行う。実施日時は令和7年5月下旬を予定しているが、詳細は後日応募事業者に通知する。

(ウ) 選定方法

選定委員会は、提案書に記載された内容及びプレゼンテーションの内容を評価し、事業者を選定する。

エ 選定結果は、応募事業者すべてに通知する。また、報道機関への周知及び市公式ウェブサイトで公表する。

オ 審査の結果、適格な候補事業者がいなるときは、市外の事業者を含めて再募集するものとする。

9 選定基準（評価項目）

事業者の選定に当たっては、選定委員会が次の評価項目について、審査・評価を行う。

評 価 項 目
1. 基本的な保育所運営等に関する考えについて (申込動機、保育理念、基本方針、目標等について)
2. 保育の内容等に関する考えについて (保育内容、配慮を要する子どもへの対応（障がいのある児童）、虐待等により支援が必要な子どもへの対応（要支援児童）、食育の取組等について)
3. 安全対策等に関する考えについて (安全対策、保健衛生管理、個人情報の管理等について)
4. 保護者や地域との連携に関する考えについて (保護者との連携、地域（小学校を含む）との連携等について)
5. 職員の確保及び処遇、資質向上に関する考えについて (職員の確保策、職員の処遇、人材育成等について)
6. 法人について

1 0 委託料

- (1) 委託料は、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)に基づき算定した額とする。
- (2) 特別保育(延長保育事業、一時預かり事業【一般型又は余裕活用型】)を実施した場合は、その費用として内閣総理大臣が定める補助基準額に準じて支払うものとする。

1 1 保育料等の徴収方法

保育料等(通常保育、延長保育、一時預かり事業【一般型又は余裕活用型】、副食費)については、市が直接保護者から徴収する。

1 2 財産の取扱方法等

- (1) 保育所の敷地の用に供する土地については、無償貸与とする。
- (2) 保育所の建物の用に供する家屋については、無償貸与とする。
- (3) 保育所に属する工作物及び備品等については、無償貸与とする。ただし、情報関連機器等(パソコンやプリンター等)の備品については貸与対象から除く。
- (4) 施設等は委託日の現状を持って貸与し、保育所の維持補修に必要な費用負担は次のとおりとする。
 - ア 施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件10万円未満のものは選定された法人の負担とする。
 - イ 施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件10万円以上のものは市の負担とする。なお、上記によりがたいものは市と選定された法人で協議し決定する。
※ 民間委託実施前(令和7年度中)に少なくとも5年間現有地で保育が実施できる程度の修繕を行う予定

1 3 応募受付期間等

- (1) 応募受付
 - ア 受付期間
令和7年4月7日(月)から令和7年5月9日(金)までの期間において、9時00分～17時30分(土・日曜日、祝日を除く)
 - イ 提出書類
別紙1「申込書類一覧表」による
 - ウ 提出先
登別市保健福祉部こども育成グループ(登別市中央町6丁目11番地)

エ 提出方法

申込書類等は直接持参すること

オ 提出部数

正本1部のほか同じ内容の電子媒体（CD-R等）を提出すること。

(2) 応募説明会・施設見学会の実施（応募意思のある法人は必ず参加すること。）

ア 応募説明会

日時 4月16日（水）15時00分～16時00分

場所 登別市役所本庁舎 第2委員会室（2階）

※ 参加希望者は4月16日（水）正午までに電話でこども育成グループに申し込むこと。

イ 施設見学会

日時 4月20日（金）10時00分～12時00分

ウ 参加人数

1事業者につき2名までとする。

エ 参加申込

施設見学会参加希望者は、令和7年4月18日（金）までに、法人名及び参加者名を電子メールにてこども育成グループに申し込むこと。

(3) 応募に関する質問の受付・回答

ア 質問の提出方法

質問書（別紙2）に内容を簡潔にまとめて記載し、登別市保健福祉部こども育成グループへ電子メールにて提出すること。

なお、誤認防止、かつ、公平性を保つため、上記様式以外での提出は認められないほか、電話及び口頭での個別対応はしない。

イ 提出先

登別市保健福祉部こども育成グループ

メールアドレス child@city.noboribetsu.lg.jp

ウ 質問受付期間

令和7年4月7日（月）から令和7年4月21日（月）午後5時30分まで（期限を過ぎた質問については回答できません。）

エ 回答期日

質問受付後、随時登別市公式ウェブサイトで回答します。

令和7年4月30日（水）までに、すべての質問要旨及び回答をまとめ登別市公式ウェブサイト上に公表します。

○ 応募に関する問い合わせ先

登別市保健福祉部こども育成グループ

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

電 話：0143-85-5634

メールアドレス：child@city.noboribetsu.lg.jp